

令和4年
5月13日から
施行

変わります!

自動車の積載制限

「自動車の積載の制限の見直し」等内容を内容とする道路交通法施行令の一部を改正する政令により、積載物の長さや幅等についての制限が変わりました。

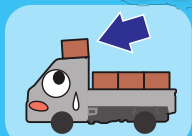


改正により、一部の制限外積載許可申請が不要になります

	改正令の施行前		改正令の施行後		
	長さ	幅	長さ	幅	
積載物の大きさの制限 (施行令第22条第3号)	自動車の長さとその長さの10分の1の長さを加えたもの	自動車の幅	自動車の長さとその長さの10分の2の長さを加えたもの	自動車の幅にその幅の10分の2の幅を加えたもの	左記の規定を超えた積載をして車両を運転する場合には、「制限外積載許可」が必要となります。
積載方法の制限 (施行令第22条第4号)	自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さを超えてはみ出さないこと	自動車の車体の左右からはみ出さないこと	自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さを超えてはみ出さないこと	自動車の車体の左右から自動車の幅の10分の1の幅を超えてはみ出さないこと	

ココは **変わりません!**

以下の自動車の積載に関する留意事項は変わりません。安全運転を心がけましょう。



荷台や座席でないところに荷物を積んではいけません。



定められた積載の制限を超えて、物を積んではいけません。



運転の妨げになったり、自動車の安定が悪くなったりする積み方をしてはいけません。



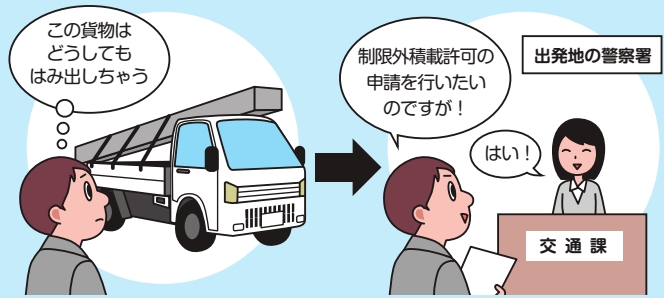
方向指示器、ナンバープレート、ブレーキ灯、尾灯等が見えにくくなるような積み方をしてはいけません。



荷物が転落しないように、ロープやシートを使って荷物を確実に積まなければなりません。

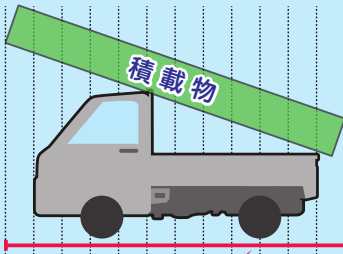
制限外積載許可制度とは？

貨物が分割できないものであるため、積載物の重量、大きさや積載の方法の制限を超えることとなる場合において、制限を超える積載をして車両を運転する方が、出発地を管轄する警察署長の許可を得るための手続です。



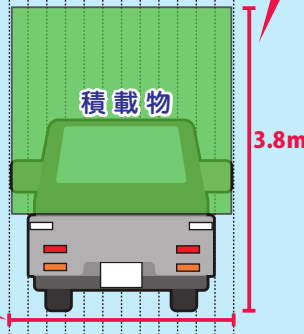
施行後はこうなる！

積載物の大きさの制限



車体の長さの
1.2 倍まで

車体の幅の
1.2 倍まで



地面から積載物
上まで 3.8m

長さ

自動車の長さとその長さの $\frac{10}{100}$ の長さを加えたものを超える場合

幅

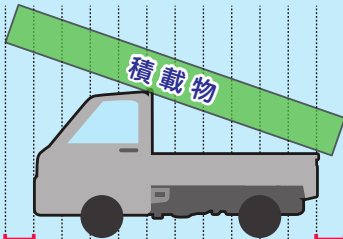
自動車の幅にその幅の $\frac{10}{100}$ の幅を加えたものを超える場合

高さ

3.8メートル（軽四及び三輪自動車は2.5メートル）からその自動車の積載場所の高さを減じた高さを超える場合

施行後はこうなる！

積載方法の制限



前

車体の長さの
0.1 倍まで

後

車体の長さの
0.1 倍まで



左

車体の幅の
0.1 倍まで

右

車体の幅の
0.1 倍まで

前後

自動車の車体の前後から自動車の長さの $\frac{10}{100}$ の長さを超えてはみ出す場合

左右

自動車の車体の左右から自動車の幅の $\frac{10}{100}$ の幅を超えてはみ出す場合